平成２６年（フ）第３７号
青森市大字大野字若宮117番地２　２号
破産者　飯田ひとみ
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
岩手県一関市真柴字原下19番地６　アヴェニールＣ２号室、前住所岩手県一関市真柴字原下19番地６　アヴェニールＡ101
破産者　新井　広宣
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２３号
千葉県君津市東坂田１丁目１番６―403号
破産者　山本真奈美
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第９号
新潟県柏崎市大字藤橋305番地13
破産者　田邉　友和
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
愛知県西尾市長縄町鍵島３番地　メゾン・ド・蔵の宿１Ｅ号室
破産者　黒木　真二
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
愛知県豊橋市北山町字西ノ原13番地56　101、開始決定時の住所愛知県豊橋市北山町字西ノ原13番地55　101
破産者　瀧川　友仁
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２７号
愛知県蒲郡市形原町春日浦５番地２　県営春日浦住宅２棟209号
破産者　堀之内陽祐
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３０２号
滋賀県蒲生郡日野町大字別所1093番地403、開始決定時の住所滋賀県甲賀市水口町水口1639番地33
破産者　昴住建こと波瀬川清一こと　金　　清一
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
大津市見世１丁目17番１号、住民票上の住所大津市浜大津３丁目10番３―804号　ハイツ浜大津
破産者　市村　幸彦
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８２号
兵庫県尼崎市田能３丁目６番３―301号、前住所大阪市淀川区十三元今里２丁目11番５―210号
破産者　門利塗装こと　門利　和彦
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６１号
兵庫県西宮市浜甲子園１丁目７番３―201号、従前の住所兵庫県西宮市甲子園九番町14番20号
破産者　長尾　武志
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９４号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目２番１号　ベルコート201号
破産者　別府　優子
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６４号
奈良市学園大和町６丁目708番地の１ヴィルヌーブ学園前壱コンセルト107号室、開始決定時の住所奈良県大和郡山市小泉町1885番地80
破産者　森　　尚史
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４６４号
奈良県天理市石上町647番地、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町357番地
破産者　菅野　光真
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３３１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字兄井248番地
破産者　酒房はまこここと　内田　進久
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５２号
和歌山県有田郡広川町大字広506番地
破産者　岡本　敏子（旧姓崎山）
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７８号
和歌山市六十谷1294―136、開始決定時の住所和歌山市三筋目67番地
破産者　村上　　弘（旧姓川口）
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
松江市西川津町742番地17　野津邸Ａ―１号、前住所松江市上乃木５丁目９番21号
破産者　高橋　貞夫
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
愛媛県大洲市柴甲1402番地３　大洲市養護老人ホームさくら苑
破産者　村上　貞晴
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部